

食品表示法に基づく表示（例） ※一般加工食品の例

名称	調理パン
原材料名	パン（小麦を含む）、卵サラダ、ハム（豚肉を含む）、マヨネーズ（大豆・卵を含む）、レタス、半固形状ドレッシング（ごまを含む）
添加物	調味料（アミノ酸等）、増粘剤（キサンタンガム）、pH調整剤、乳化剤、リン酸塩（Na）、グリシン、イーストフード、酸化防止剤（V.C）、香辛料抽出物（大豆由来）、発色剤（亜硝酸Na）、カロチノイド色素
内容量	2個
消費期限	15.4.2
保存方法	10℃以下
販売者	株式会社ABCフーズ 東京都千代田区〇〇町〇-〇

▶アレルギー表示は個別表示が原則。例外的に一括表示が可能。（例：表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合など）

▶特定加工食品及びその拡大表記は廃止。

- ・マヨネーズ→「卵」を含む
- ・パン→「小麦」を含む 等食品に含まれる特定原材料は全て表示する。

▶添加物以外の原材料と添加物を明確に区分。

添加物の項目を設けず、原材料名欄に記号/（スラッシュ）で区分、改行して区分する方法も可。

製造所：XYZ株式会社（新潟工場）
新潟県〇〇市××町〇-〇

栄養成分表示 1包装（2個）当たり	
熱量	483kcal
たんぱく質	17.2g
脂質	22.7g
炭水化物	52.0g
食塩相当量	3.6g

▶原則として、製造所固有記号は使用せず、製造所の所在地、製造者の氏名又は名称を表示。ただし、同一製品を2以上の工場で作製する場合のように、「包材の共有化」のメリットが生じる場合のみ認められる。

※H28.4.1～施行

▶原則として、全ての加工食品及び添加物について栄養成分表示が義務化（義務表示は5項目）。

▶ナトリウムの表示から食塩相当量の表示に変更。

食品表示法の相談窓口

	事業者（法人は本社）の所在地	
	上越市・妙高市	糸魚川市
品質事項 （原材料名、原産地、内容量等）	上越地域振興局 農林振興部 生産振興課 電話 025-526-9408	糸魚川地域振興局 農林振興部 企画振興課 電話 025-553-1902
衛生事項 （添加物、アレルゲン、期限表示等）	上越地域振興局 健康福祉環境部 （上越保健所）生活衛生課 電話 025-524-6135	糸魚川地域振興局 健康福祉部 （糸魚川保健所）衛生環境課 電話 025-553-1938
保健事項 （栄養成分表示、機能性表示等）	上越地域振興局 健康福祉環境部（上越保健所） 地域保健課 電話 025-524-6132	